

農産物はいかにして消費者に届くか

～ 食の安全は食糧主権の確立から～

消費者市民社会 (Consumer Citizenship) が今回の第3分科会のキーワードです。

消費者・生活者が社会の発展と改善に積極的に参加するという考え方で平成20年度版国民生活白書に登場する概念です。

消費者が、社会の発展と改善に積極的に参加するためには、消費者が社会の成り立ちや問題点について積極的に学び、その改善する方向性を理解しなければならないでしょう。

今回は、消費者庁発足の引き金ともいえる「中国産毒ギョーザ問題」「毒汚染米」問題が起きた背景、世界の農業の現状、日本の農業、特に米問題を中心に、農業問題と食糧問題の解決の鍵となる「WTOから食糧主権」への政策転換の必要性など、農家の皆さんがどのように考えているのかを学びたいと思います。

消費者が求める食の安全は、営利主義ではなく、真に美味しいもの・安全なものを作ろうと努力している家族経営農家という担い手によってこそ確保されるのではないかと、これまで流通に関心があっても農業生産そのものについては知らなかった皆さんに、是非ともお越しいただきたいと考えています。

9月4日(金)

18:00～20:00

講師 石黒昌孝氏

農民運動全国連合会事務次長
同食品分析センター所長

会場 弁護士会館10階
1003ABCD会議室
千代田区霞が関1-1-3
(最寄駅：地下鉄「霞ヶ関」駅
B1-B出口直結)

主催 第二東京弁護士会
問合せ 人権課

TEL: 03-3581-2257

